

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：セーフティネットと法分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>人々が安心して暮らしつつイノベーティブな社会を実現するためには、社会的セーフティネットの基盤を強固にすることが肝要である。</p> <p>本分科会は、①前期に引き続き、生き方の多様化に対応する働き方と社会保障のセーフティネット、②立憲主義下における社会構造のセーフティネットを構築するため、③政策決定過程における専門家の位置づけを再考するとともに、④専門能力を涵養しイノベーティブな社会を構築するために必要な科学者のセーフティネットをいかに構築すべきかを検討することを目的としている。法学的知見のみならず経済学、社会学等関連領域の専門的知見を生かした諸課題への提言を行うものである。</p>
4	審議事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 多様性社会におけるセーフティネット論の再検討 2. 法システムにおけるセーフティネットの構築 3. 働き方の多様化に対応するセーフティネットの構築 4. 社会保障立法における専門家の位置づけ 5. 基礎研究の持続的発展のための研究者の雇用問題に係る審議に関すること
5	設置期間	令和5年12月22日～令和8年9月30日
6	備考	